

信州医療福祉専門学校
平成30年度第2回学校関係者評価委員会会議録

- 1 日時 平成31年2月27日（水）13時30分～15時00分、
- 2 場所 学校法人光和学園2号館2階基礎医学室
- 3 出席者 （外部委員）
高田 保、安田政寛、臼井武文、柳澤玉枝、佐野孝陽、山邊忠廣、矢花康子、鶴田隆、
中村 靖、高野邦彦、関口正雄、（欠席委員：徳永次男、）
（学校内委員）
小林堅一、小林一貴、畠山仁美、工藤征一郎、辻坂圭央、藤井栄二、兵藤宣昭、原田英
樹、石黒貞康（欠席委員：加藤征、古川清裕、宮前 勤、猪俣早紀、石川祐佑、伊藤尚
司、北澤哲也）
- 4 理事長挨拶
 - ・ 本日は、本年度第2回学校関係者評価委員会にお忙しい中、年2回ということで何かと負担をおかけしておりますが出席頂き有難うございます。とりわけ関口先生には全国的な各種組織の重責を担っている中で、時間を割いて頂き有難うございます。
 - ・ 過日、三菱総合研究所から、文科省委託事業で「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査」があったが、この委員会もより一層内容のあるものに育てていきたい。
- 5 議長の選出
会議の議長は、設置要領第6条第3項の規定により関口委員長が就き議事が進められた。
- 6 会議事項
（関口議長）会議次第に従って会議を進めてまいります。
 - ・ 先程の三菱総合研究所の調査については、文部科学省の委託調査で職業実践専門課程をよりよいものにしていこうというもので、モデル調査に心当たりありませんかと話があったので、私が委員長を務めていることもあり、当校を紹介した。
 - ・ 当校は、事前に委員に対し資料を送付し、意見を頂き、その意見をフィードバックする等委員会準備をしっかりとやっている。
 - ・ 本日は、次第にあるとおり高等教育段階の教育費負担軽減について、その関係者であるので私から説明する。

高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要

平成30年6月15日に「経済財政運営と改革の基本方針2018」いわゆる「骨太」の方針が閣議決定され、その中で高等教育の無償化についての方針が示された。当校においても認定を受けられるよう環境整備を図っていく必要がある。細部について、明確になっていない部分は何点かあるが先ほど説明したとおり、学則の一部改正で対応しなければならない事項（成績評価）については先行して実施していると聞いている。その他の事項について学則の改正等の必要性が出てきた場合はその都度対応をしていく必要がある。

それでは概要についてご説明申し上げます。

I、「制度の概要」については記載のとおり、授業料・入学金についての軽減は、

- ・住民税非課税世帯（年収 270 万円未満）は全額減免
- ・準ずる世帯として年収 270 万円～300 万円未満世帯では 2/3 の減免
- ・年収 300 万円～380 万円未満世帯では 1/3 の減免となっている。

次に、「2. 給付型奨学金の大幅拡充」が検討されている。減免率については、先程の授業料等と同様となっている。

- ・実施時期は、2020 年 4 月（2020 年の在學生も対象）である。
- ・授業料減免の上限額は、私立の専門学校で、入学金 16 万円、授業料 59 万円である。
- ・給付型奨学金は、私立の専門学校で、自宅生約 46 万円、自宅外生約 91 万円である。
- ・対象学生は 20%程度いるのではないか。

II、「支給対象者の要件」につきましては、

1、直ちに打ち切る場合

- (ア) 退学・停学その他の処分を受けた場合
- (イ) 修学年限で卒業できないことが確定したと判断した場合
- (ウ) 1 年間の修得単位数が年間の標準的な修得単位数の 5 割以下の場合
- (エ) 1 年間の出席率が 5 割以下の場合 である。

2、警告を行い、それを連続して受けた場合

- (ア) 1 年間に取得した単位数（年間の標準的な取得単位数の 6 割以下）
- (イ) G P A（平均成績）等が学科等毎に下位 1/4 に属する場合
- (ウ) 1 年間の出席率が 8 割以下の場合 である。

※2 年制の学科は学期毎に判断して警告する。

III、「学校要件」につきましては（今後、ガイドラインを策定する方向）

1、成績評価基準を定め、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表を求められており、記載のとおり

- (1) 授業計画（シラバス）の作成・公表
- (2) 適切な方法による厳格な評価・単位授与
- (3) G P Aなどの成績評価に係る客観的な指標の設定・公表、成績の分布状況の把握
- (4) 卒業の認定に関する方針、基準の策定・公表・実施では、学内ルールの明確化、整備が必要な事項として、
 - ・退学、停学その他の処分の基準
 - ・修学年限で卒業できないことの確定基準等である。

次に「2. 実務経験のある教員による授業科目の配置」として、

- (1) 卒業に必要な基準単位数の 1 割以上、実務経験のある教員による授業科目の配置が謳われている。

次に「3. 理事に産業界等の外部人材を複数任命していること」

また「4. 法令に則り財務諸表のほか、事業報告書や監査報告などの開示、また、定員充足や進学就職の状態などの情報を開示」では、

- (1) 財務諸表等の情報・・・貸借対照表、事業活動収支計算書等
- (2) 「教育活動に関する情報の開示」が謳われております。・・・学校関係者評価検証報告書等

今後、基準等について順次明らかになってくると思うが、その都度対応していく必要がある。

(意見交換)

(山邊委員) 対象学生は20%程度という話があったが、本校ではどの位いるのか。

(関口議長) 制度が始まれば、日本学生機構から連絡が来る。専門学校生徒の方が年収は低い傾向にあると聞いている。

(関口議長) 学校での対応(準備)状況を聞きたい。

(事務局)

- ・ 高等教育の負担軽減対応プロジェクトを組織して学校を上げて対応することとしている。責任者として、総括を小林専務、副は伊藤事務局長である。
- ・ 寄附行為の変更(外部理事について)を3月の理事会及び評議員会で予定している。
- ・ 実務経験の教員の配置については、教務部長が中心となって対応している。

(関口議長)

- ・ 外部理事については、要件として学校に属していない者、過去に属していた者は不可である。業団体関係者が望ましい。
- ・ 入学金の事前入金は不可となるので注意が必要である。
- ・ 給付型奨学金に関するJASSO(日本学生支援機構)の説明会には、担当者のみでなく、複数での出席をすること。

この他に発言はなく、15時00分に委員会を終了した。